

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢化、後継者不足などにより荒廃化した農地を再生し有効活用するため、農業者が実施する荒廃農地の再生に対して補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則(昭和54年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 村内に住所を有し、村内で農業を営む者をいう。
- (2) 荒廃農地 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領(平成20年4月15日付19農振第2125号)に基づく調査の結果、荒廃農地であると判断された農地をいう。
- (3) 補助対象者 荒廃農地の再生を行おうとする者で、原則として農地の所有者と2親等以内の血族関係にない者をいう。

(補助対象者の条件)

第3条 この事業の補助対象者は、農地の所有者に代わって荒廃農地を再生し、再生した農地を5年以上耕作する農業者とする。

(補助対象となる農地)

第4条 この事業の対象となる農地は、農業振興地域の農用地区域内に存在する荒廃農地であって、所有者以外の耕作者が確保された農地とする。

(対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象経費及び補助率は次の表に掲げるところによる。

対象経費	補助率
障害物の除去、深耕、整地、土壌改良、作付け、その他荒廃農地を再生するために必要と認められる作業に要する経費で、10アール当りの事業費が100,000円以下のもの	対象経費の2分の1以内

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、事業の着手前に農地再生事業補助金交付申請書(様式第1号)へ次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 当該荒廃農地の位置図及び公図の写し
- (2) 事業計画書、見積書及び事業に係する図面等
- (3) 事業に着手する前の状況が確認できる写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助事業の完了)

第7条 補助事業を完了した者は、速やかに農地再生事業実績報告書(様式第2号)へ次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (2) 事業実施後の状況が確認できる写真
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項による実績報告書の提出があったときは、事業の実施状況の確認を行い、補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、農地再生事業補助交付請求書(様式第3号)を村長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 村長は、補助金の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、受給者に対し補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に定める事項が履行されない場合、若しくは履行される見込みがないと明らかに認められる場合
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金を受給したと認められる場合

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式 略